

介護事故の防止のための指針

特別養護老人ホーム和泉荘

1. 事故防止の基本姿勢について

当施設は、入所者が安心して日々の生活が送れるよう、事故防止の指針を定める。

(1) 事故防止のための基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得など、事故防止に向けた取り組みを行う。また、事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、必要な研修や知識の習得に努める。

(2) リスクマネジメント体制整備

ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、行政に報告が必要な事故については行政に報告を行う。また、日々のミーティングや安全対策委員会でその内容について検討する。

2. 安全対策委員会について

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として安全対策委員会を設置する。

(1) 構成メンバーについて

施設長、事務長、事務次長、業務係長、介護職員、看護職員、調理員等

(2) 毎月1回開催し必要に応じて臨時に開催する。

(3) 責務及び役割分担について

①施設長（介護事故発生防止のための指針やマニュアル、報告書等の整備や見直し等、委員会の統括）

②事務長（施設長の補佐）

③事務次長（安全対策担当者）

③介護職員・介護職員・調理員

（ヒヤリハット報告書、インシデント報告書、事故報告の分析や改善策の検討及び周知徹底と日常的な業務等の見直し）

④業務係長（報告のあったヒヤリハット報告書、インシデント報告書、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る）

3. 職員研修について

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

4. 事故発生時の対応について

(1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録をする。

(2) 家族等に対する連絡・説明

事故発生時には家族等に対して速やかに連絡を行い、事故の発生状況及び職員の対応状況、事故の発生原因及びその再発防止策を説明する。また、事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無を説明する。

(3) その他の連絡・報告について

関係事業所等に連絡し、指定権者である大分市に対して介護事故等の必要な報告を行う。

5. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧が出来るようにするとともに、ホームページ上に公表します。